法定外公共物における土木事務所建設課との現地立会の省略は、次の①～⑤の要件を全て満たす場合に限られます。

1. 市有地の取得、交換、寄付等市有財産の取得、処分が伴わない筆界確認である。
2. 対象地が不動産登記法第１４条第１項に定める地図が法務局に備え付けられている場所、公図の種類が土地区画整理所在図である場所又は平成１７年４月以降に管財課又は土木事務所建設課と立会済の箇所である。
3. ②の成果に基づき、筆界の復元が可能である（誤差が公差の範囲内であること）。
4. 筆界と現況の構造物等に相違がない。
5. 民地の立会及び書面への押印が完了している（地元道水路管理者への立会及び書面への押印は、省略可能です）。

　　　　年　　月　　日

別記様式第６-２号（第２章・４(２)関係）

（宛先）富山市長

連絡先（申請手続代行者）

住　所

氏　名 　　　　　　　　 ㊞

電　話

立会省略届

下記の土地と　　　　　　　　との筆界（境界）確認につきまして、市有地の取得、交換、寄付等市有財産の取得、処分が伴わない立会いであり、かつ下記に示す土地家屋調査士としての見解と市の立会省略基準が合致しております。つきましては、現地における市との立会いについて省略可能であるかご確認いただきたく存じます。

　　なお、境界について紛争が生じた時は、申請手続代行者が責任を持って解決します。

記

　所在地

　　　　　富山市

　土地家屋調査士の見解